

横須賀市患者等搬送事業指導及び認定に関する要綱

〔平成 27 年 4 月 1 日〕
〔消防長通知〕

改正 平成 29 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、横須賀市消防局管轄区域内（以下「管轄区域内」という。）の民間事業者に対し、必要な指導を行うとともに、一定の基準に適合する搬送事業者の認定を行うことにより、患者等の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 患者等 健常者以外の者並びに車椅子又は寝台を必要とする身体障害者及び寝たきり老人等をいう。
- (2) 患者等搬送事業 患者等の医療機関への入退院、通院及び転院並びに社会福祉施設等への送迎に際し、ベッド等を備えた専用車（以下「患者等搬送用自動車」という。）を用いて搬送を実施する事業をいう。
- (3) 患者等搬送事業者 患者等搬送事業を行う事業所（以下「患者等搬送事業所」という。）の経営者又は管理責任者をいう。
- (4) 乗務員 患者等搬送用自動車に乗務し、患者等搬送事業に従事する者をいう。
- (5) 認定事業者 第 22 条により認定を受けた患者等搬送事業者をいう。

第 2 章 指導基準

(指導)

第 3 条 消防長は、管轄区域内の患者等搬送事業者に対し、本章に定める指導基準に基づいて必要な指導を行うものとする。

(事業実施の基本原則及び制限)

第 4 条 事業実施の基本原則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 患者等搬送事業者は、患者等からの通報の適正処理及び患者等の搬送技能の向上に努めること。
- (2) 患者等搬送事業者は、事業の社会的責任を十分自覚し関連法規を遵守すること。
- (3) 患者等搬送事業は、緊急性のない患者等を搬送対象とすること。

- (4) 患者等搬送事業所、患者等搬送用自動車、パンフレットその他これに類するものに救急隊と同レベルの緊急の業務を行っている等、市民に誤解を与えるような表示はしないこと。

(応急手当)

第5条 患者等の搬送を行う際は、症状の悪化防止に万全の配慮をし、搬送途上において症状が悪化し緊急やむを得ない場合は、必要最小限度の応急手当を実施するものとする。

(消防機関との連携)

第6条 患者等搬送事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、119番等により患者等の居る場所、状態、既往症、掛かり付けの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動車を要請すること。

- (1) 患者等からの要請時点において、緊急に医療機関へ搬送が必要である場合。なお、この場合は、乗務員を派遣すること。
- (2) 要請者の依頼場所へ到着した時点において、緊急に医療機関に搬送する必要がある場合
- (3) 患者等の搬送途上において、緊急に医療機関に搬送する必要がある場合

(乗務員の要件)

第7条 ストレッチャー、車椅子等を固定できる患者等搬送用自動車の乗務員の要件については、満18歳以上の者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをもって充てること。

- (1) 別記1に掲げる患者等搬送乗務員基礎講習を修了し、患者等搬送乗務員適任証(別記様式第1号。以下「適任証」という。)の交付を受けた者
- (2) 別記2に掲げる前号の者と同等以上の知識及び技術を有するもののうち、適任証の交付を受けた者(以下「特例認定者」という。)

2 車椅子のみを固定できる患者等搬送用自動車(以下、「患者等搬送用自動車(車椅子専用)」という。)の乗務員の要件については、満18歳以上の者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをもって充てること。

- (1) 前項第1号または第2号に掲げる者
- (2) 別記1に掲げる患者等搬送乗務員基礎講習(車椅子専用)講習を修了し、患者等搬送乗務員適任証(車椅子専用)(別記様式第2号。以下「適任証(車椅子専用)」という。)の交付を受けた者

(適任証等の交付)

第8条 消防長は、前条第1項の該当者に対して、適任証を交付するとともに、患者等搬送乗務員管理簿(別記様式第3号)(以下「乗務員管理簿」という。)に記載し保存するものとする。

- 2 消防長は、前条第2項第2号の該当者に対して、適任証（車椅子専用）を交付するとともに、乗務員管理簿に記載し保存するものとする。
- 3 適任証及び適任証（車椅子専用）（以下「適任証等」という。）の有効期間は、交付の日から2年間とする。ただし、第17条に規定する患者等搬送乗務員再講習（別記3）を受けた者については更に2年間有効とし、それ以降も同様とする。
- 4 患者等搬送乗務員基礎講習、患者等搬送乗務員基礎講習（車椅子専用）又は患者等搬送乗務員再講習を受講した日から2年以内に患者等搬送乗務員再講習を受講しない場合は、適任証等は失効となる。

（適任証等の携帯）

第9条 乗務員は、患者等搬送事業に従事するときは、適任証等を携行するものとする。

（運行体制）

第10条 ストレッチャー及び車椅子等を固定できる患者等搬送用自動車による患者等搬送事業を行う患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車1台につき第7条第1項の要件を満たす2名以上の乗務員をもって業務を行わせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の要件を満たす乗務員を1名とすることができる。

- (1) 乗務員以外に医師、看護師等が同乗する場合
- (2) 退院の場合
- (3) 医師の指示によりあらかじめ日を特定した入院、転院又は通院の場合
- (4) 老人ホーム、福祉施設等への送迎の場合

2 患者等搬送用自動車（車椅子専用）による患者等搬送事業を行う患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）1台につき第7条第2項の要件を満たす1名以上の乗務員をもって業務を行わせるものとする。ただし、患者等が搬送中に容態急変の可能性が高い場合等については、医師等を同乗させる、又は第7条第2項の要件を満たす乗務員数を2名以上とする等、対応に必要な体制を確保するものとする。

（知識及び技術の維持向上）

第11条 患者等搬送事業者は、乗務員に対し、患者等の安全搬送に関する知識及び技術の向上に努めさせるものとする。

2 患者等搬送事業者は、乗務員に対して2年に1回以上、第17条に規定する患者等搬送乗務員再講習を受講させるものとする。

（患者等搬送用自動車の要件）

第12条 ストレッチャー及び車椅子等を固定できる患者等搬送用自動車は、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

- (1) 十分な緩衝装置を有すること。
 - (2) 換気及び冷暖房の装置を有するものであること。
 - (3) 乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。
 - (4) ストレッチャー及び車椅子等を使用したまま確実に固定できる構造であること。
 - (5) 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有すること。
- 2 患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものであること。

- (1) 十分な緩衝装置を有すること。
- (2) 換気及び冷暖房の装置を有するものであること。
- (3) 乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。
- (4) 車椅子を使用したまま確実に固定できる構造であること。
- (5) 車椅子の乗降を容易にするための装置を備えていること。
- (6) 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。

（患者等搬送用自動車の外観及び表示）

第13条 患者等搬送用自動車の外観は、サイレン又は赤色警告灯を装備するなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈してはならない。

- 2 患者等搬送用自動車の車体には、患者等搬送用自動車である旨の表示を別記4により行うものとする。

（積載資器材）

第14条 患者等搬送用自動車には、別記5に掲げる資器材を積載するものとする。

（消毒の実施等）

第15条 患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 定期消毒 毎月1回以上
 - (2) 使用後消毒 毎使用後
 - (3) 医師から消毒について特別の指示があった場合は、その指示に基づいた消毒を行うこと。
- 2 消毒の実施要領は、別記6に定めるとおりとする。
- 3 第1項に規定する消毒を実施したときは、消毒実施記録票（別記様式第4号）に記入し、患者等搬送用自動車内の見やすい場所に表示するものとする。

（衛生・安全管理）

第16条 衛生・安全管理については、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 乗務員は、患者等搬送事業にふさわしい服装とし、常に清潔の保持に努めること。
- (2) 患者等搬送用自動車及び積載資器材の点検整備は、確実に行うこと。
- (3) 患者等の搬送にあたっては、患者及び同乗者に対し安全ベルトを着装させる等、安全搬送のための措置を講ずること。

第3章 乗務員の講習

(講習の実施)

第17条 消防長は、乗務員に対し、搬送業務に必要な知識及び技術を習得させるため、患者等搬送乗務員基礎講習、患者等搬送乗務員基礎講習（車椅子専用）（以下「基礎講習等」という。）及び患者等搬送乗務員再講習を実施するものとする。

(講習の計画)

第18条 消防長は、基礎講習等及び患者等搬送乗務員再講習（以下「講習」という。）の実施計画を樹立するものとする。

(講習の実施基準等)

第19条 第17条に規定する講習の実施基準等については、別記1及び別記3によるものとする。

(講習実施の通知)

第20条 消防長は、第17条に規定する講習の実施に当たっては、実施日時、実施場所、その他講習の実施に関する必要な事項を患者等搬送事業者に通知するものとする。

(講習等に関する事務手続)

第21条 講習に関する事務処理、基礎講習等の修了証及び適任証等の交付又は再交付並びに特例認定者への適任証の交付手続きは、別記7によるものとする。

第4章 認定等

(認定)

第22条 消防長は、第2章に定める指導基準に適合する患者等搬送事業者に対し、患者等搬送事業の認定（以下「認定」という。）をするものとする。

(認定対象の事業者)

第23条 認定の対象となる患者等搬送事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者

- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

(認定の申請)

第24条 消防長は、患者等搬送事業者から認定の申し出があった時は、患者等搬送事業者認定（更新）申請書（別記様式第13号）に乗務員名簿（別記様式第14号）及び患者等搬送用自動車届（別記様式第15号及び別記様式第15号の2）を添えて、申請を行わせるものとする。

(認定の審査)

第25条 消防長は、前条に規定する申請があった場合は、認定審査基準表（別記様式第16号）により審査を行い、認定の可否を決定し、その結果を認定（否認定）結果通知書（別記様式第17号）により申請者に通知するものとする。

(患者等搬送事業認定マークの交付)

第26条 消防長は、前条に規定する審査結果に基づき、ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車による患者等搬送事業の認定業者に対し、認定証（別記様式第18号）、患者等搬送事業者認定マーク（別図1）及び患者等搬送用自動車認定マーク（別図2）を交付するとともに、認定証等受領書（別記様式第20号）を提出させるものとする。

2 消防長は、前条の審査結果に基づき、車椅子のみを固定できる自動車による患者等搬送事業の認定業者に対し、認定証（車椅子専用）（別記様式第19号）、患者等搬送事業者認定マーク（車椅子専用）（別図3）及び患者等搬送用自動車認定マーク（別図4）を交付するとともに、認定証等受領書を提出させるものとする。

3 消防長は、認定証、認定証（車椅子専用）、患者等搬送事業者認定マーク、患者等搬送用自動車認定マーク、患者等搬送事業者（車椅子専用）認定マーク及び患者等搬送自動車認定マーク（車椅子専用）（以下「認定証等」という。）を交付したときは、患者等搬送事業認定簿（別記様式第21号）及び患者等搬送事業認定事業者台帳（別紙様式第22号）を作成するものとする。

(認定証等の有効期間)

第27条 認定証等の有効期間は、認定を受けた日の翌日から起算して5年とする。

(認定証等の更新)

第28条 消防長は、認定証等の更新を受けようとする認定事業者に対し、認定の期間が満了する日の1月前から満了する日までの間に更新の申請を行わせるものとする。

2 認定証等の有効期間の更新の事務処理については、第24条から前条までの規定を準用するものとする。

(認定証等の再交付)

第29条 消防長は、認定事業者が認定証等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、患者等搬送事業認定証等再交付申請書（別記様式第23号）により認定証等の再交付申請を行わせるものとする。

2 消防長は、前項に規定する患者等搬送事業認定証等再交付申請書を受理したときは、認定証等を申請者に交付するものとする。

(事業内容の変更)

第30条 消防長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業内容変更届出書（別記様式第24号）により届け出を行わせるものとする。

(1) 患者等搬送事業認定（更新）申請書の内容を変更したとき。

(2) 患者等搬送事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したとき。

(認定の取消し等)

第31条 消防長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができるものとする。

(1) 第2章に規定する指導基準を遵守しないとき。

(2) 業務の遂行に当たって、重大な事故を発生させたとき。

(3) その他認定を継続することが、不相当と判断される時。

2 消防長は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書（別記様式第25号）により患者等搬送事業者に通知するものとする。

(認定の失効等)

第32条 認定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その効力を失うものとする。

(1) 第23条に規定する認定の対象事業者でなくなったとき。

(2) 患者等搬送事業を廃止したとき。

(3) 認定の更新申請をせず、認定証等の有効期間が満了したとき。

2 消防長は、認定事業者が前条第1項の規定により認定を取り消されたとき又は前項の規定により認定の効力を失ったときは、認定証等返納請求書（別記様式第26号）により認定証等の返納を求めるものとする。

(認定事業者への指導等)

第33条 消防長は、年1回以上認定事業者に対し、第2章に規定する指導基準の履行状況について調査するものとする。ただし、利用者の安全を害するおそれがあり、緊急に調

査しなければならない場合は、この限りでない。

2 消防長は、前項の規定による調査結果から、不適事項が認められたときは、指導基準に適合するよう指導するものとする。

(特異事案の報告等)

第34条 消防長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認定事業者に対し、速やかに特異事案・事故発生等報告書(別記様式第27号)により報告を行わせるものとする。

- (1) 患者等搬送業務中、患者等が死亡又は負傷したとき。
- (2) 患者等を搬送中(患者等に接した時点から、医療機関、その他の場所に搬送するまでの一連の行動をいう。)に症状が悪化し、応急手当を実施した場合
- (3) 患者等搬送業務中に救急自動車等を要請した場合
- (4) 他の患者等に影響を及ぼす感染症患者(疑いを含む。)を扱った場合(事後に判明した場合を含む。)
- (5) 患者等搬送業務中、患者等搬送用自動車が交通事故等により業務に支障が生じたとき。
- (6) その他患者等搬送事業に支障を及ぼす重大な事故等を発生させたとき。

第5章 その他

第35条 この基準に定めるもののほか、患者等搬送事業に対する指導及び認定に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この基準は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年 4月 1日から施行する。

別記1 患者等搬送乗務員基礎講習（第7条、第17条、第19条関係）

| 種別 項目 | 患者等搬送乗務員基礎講習 | | 患者等搬送乗務員基礎講習 (車椅子専用) | |
|--------------|---|------|-------------------------|-----|
| 実施者 | 消防長 | | | |
| 受講回数 | 乗務員になる時に1回以上 | | | |
| 講習内容 | 1 総論 | 1時間 | 1 総論 | 1時間 |
| | 2 観察要領及び応急処置 | 13時間 | 2 観察要領及び応急処置 | 9時間 |
| | 3 体位管理要領 | 2時間 | 3 体位管理要領 | 1時間 |
| | 4 消防機関と連携要領 | 2時間 | 4 消防機関との連携要領 | 2時間 |
| | 5 車両資器材の消毒及び 感染防止要領 | 2時間 | 5 車両資器材の消毒及び 感染防止要領 | 1時間 |
| | 6 搬送法 | 2時間 | 6 搬送法 | 1時間 |
| | 7 修了考査 | 2時間 | 7 修了考査 | 1時間 |
| 講習時間 | 24時間 | | 16時間 | |
| 講師 | <p>講師は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救急隊長として3年以上の実務経験を有する者で、消防長が適任と認めた者 2 消防大学校の救急科課程の修了者で、消防長が適任と認めた者 3 応急手当指導員の資格を有する者のうち、応急手当の指導に関して高度な知識、技能と十分な経験を有する者をあてるものとする。 | | | |
| 修了考査 実施基準 | <p>修了考査は次の内容とし、80点以上を以って合格とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実技（観察要領と応急処置）60点 2 筆記（消防機関との連携要領）20点 （車両資器材の消毒及び感染防止要領）20点 | | | |
| その他 | <ol style="list-style-type: none"> 1 課目の1時間は45分とする。 2 消防長は、必要と認める場合は、講習内容及び講習時間等を変更することができる。 | | | |

別記2 基礎講習を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する者（第7条関係）

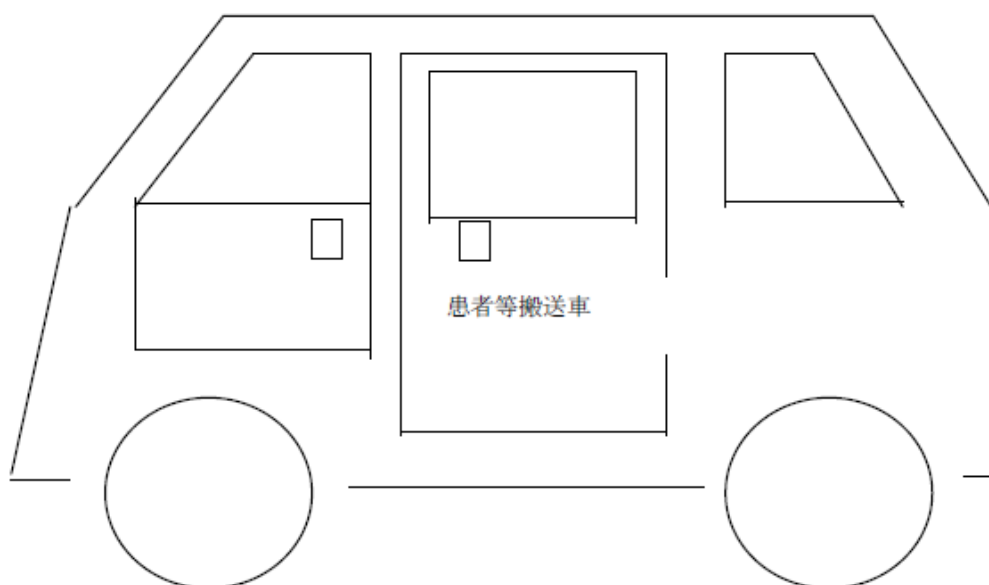
| 区 分 | 分 類 |
|-----|--|
| 1 | 救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則第51条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者 |
| 2 | 日本赤十字社の行う応急処置に関する講習を受けた者で、資格の有効期間内の者。ただし、消防機関の行う基礎講習に不足する課目については、消防機関の行う講習を受講すること。 |
| 3 | 上記1及び2に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認めた者 |

別記3 患者等搬送乗務員再講習（第8条、第11条、第17条、第19条関係）

| | | |
|----------|--|-----|
| 種別 項目 | 患者等搬送乗務員再講習 | |
| 実施者 | 消防長 | |
| 受講回数 | 2年に1回以上 | |
| 講習内容 | 1 観察要領及び応急処置 | 2時間 |
| | 2 体位管理要領 | 1時間 |
| 講習時間 | 3時間 | |
| 講師 | <p>講師は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>1 救急隊長として3年以上の実務経験を有する者で、消防長が適任と認めた者</p> <p>2 消防大学校の救急科課程の修了者で、消防長が適任と認めた者</p> <p>3 応急手当指導員の資格を有する者のうち、応急手当の指導に関して高度な知識、技能と十分な経験を有する者をあてるものとする。</p> | |
| その他 | <p>1 課目の1時間は45分とする。</p> <p>2 消防長は、必要と認める場合は、講習内容及び講習時間等を変更することができる。</p> | |

別記4 患者等搬送用自動車の表示方法（第13条関係）

- 1 文字は、ペンキ、テープ等による横書き表記とし、自動車の両側面及び後面に行うこと。
- 2 「患者等搬送車」の文字の大きさは、縦横50ミリメートル以上とする。ただし、国土交通省等で定める患者等輸送車における表示がある場合は、この限りでない。
- 3 患者等搬送用自動車認定マークは、自動車後面の見やすい位置に貼付すること。



別記5 患者等搬送用自動車に積載する資器材（第14条関係）

| 分類 | 資器材名 | 備考 |
|-----------|--|-------------|
| 呼吸循環管理資器材 | ポケットマスク バグバルブマスク AED（自動体外式除細動器） | ※1 ※1、※2 |
| 保温・搬送用資器材 | 敷物 保温用毛布 担架 まくら | ※1 ※1 |
| 創傷等保護用資器材 | 三角巾 ガーゼ 包帯 タオル ばんそうこう | |
| 消毒用資器材 | 噴霧消毒器 各種消毒薬 | |
| その他の資器材 | はさみ マスク ピンセット 手袋 膿盆汚物入れ 体温計 | ※1 |

- ※1に示す資器材は患者等搬送用自動車（車椅子専用）への積載は任意とする。
- ※2に示す資器材はストレッチャー及び車椅子等を固定できる患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）への積載は任意とする。
- AED（自動体外式除細動器）については、平成16年7月より一般市民も使用可能となったことから積載することが望ましい。

別記6 消毒の実施要領（第15条関係）

1 消毒の実施要領

| 区分 | 血液、嘔吐等による汚染を受けた場合 | 左記以外の汚染の場合 |
|-----|---|-------------------------|
| 資器材 | 1 消毒剤による清拭 2 流水による洗浄 3 消毒、滅菌 | 1 流水による洗浄 2 消毒、滅菌 |
| 車内 | 1 消毒剤による清拭、噴霧消毒 2 流水による洗浄 | 1 流水による洗浄 2 消毒剤による清拭 |
| 備考 | 1 車内で、水漏れを避けなければならない場所は、消毒剤による清拭を行うものとする。 2 消毒実施時には、使い捨てのビニール手袋等を装着すること。 | |

2 消毒の区分及び使用上の注意

| 区分 | 薬品名 | 適用（濃度）等 | 使用上の注意 |
|------|------------|---|---|
| 薬物消毒 | 塩化ベンザルコニウム | 1 手指・皮膚…0.05～0.1% 2 器具類…0.1% 3 作り方 ・濃度 0.1%の消毒液(1リットル) 消毒液(原液10%)10cc+水990cc | 1 結核菌に対して有効ではない。 2 石けん類は殺菌効果を弱めるので、クレゾール石けん液等との併用は避ける。 3 血液、汚物等の存在下では著しく効果が減少するので、器具等に付着している場合は十分に洗い落としてから使用すること。 4 合成ゴム製品、合成樹脂製品等への使用は避けることが望ましい。 |
| 薬物消毒 | クレゾール石けん | 1 手指・皮膚 0.5～1% 2 器具類 0.5～1% 3 排泄物 1.5% 4 作り方 ・濃度 1%の消毒液(1リットル) 消毒液(原液50%)20cc+水980cc ・濃度 1.5%の消毒液(1リットル) 消毒液(原液50%)30cc+水970cc | 1 濃厚液が皮膚に付着した場合には、直ちに拭き取り石けん水と水でよく洗い流す。 2 浄水で希釈すると次第に混濁して沈殿することがあるので、このような場合には上澄み液を使用する。 3 ウイルスに対しては有効でない。 |

| 区分 | 薬品名 | 適用（濃度）等 | 使用上の注意 |
|------|------------|--|---|
| 薬物消毒 | 消毒用エタノール | 1 手指・皮膚 2 器具類 ※ 使用する時は必要な量だけ取り出し、原液の濃度をできるだけ変化させない。 | 1 希釈しないで使用する。 2 広範囲または長時間使用する場合には、蒸気の吸入に注意すること。 3 血清、膿汁等の蛋白質を凝固させ内部にまで浸透しないことがあるので、これらが付着している器具等に用いる場合には、十分に洗い落としてから使用すること。 4 手指・皮膚に使用した場合には、脱脂等による皮膚荒れを起こすことがある。 5 合成ゴム製品、合成樹脂製品、塗装カテーテル等の器具は長時間浸漬しないこと。 |
| 薬物消毒 | 次亜塩素酸ナトリウム | 1 手指・皮膚 0.01～0.05% 2 器具類 0.02～0.05% 3 排泄物 0.1～1% 4 AIDS・HBウイルス等 (1) 汚染 1% (2) 汚染(疑) 0.1～0.5% 5 作り方 ・濃度 1%の消毒液(1リットル) 消毒液(原液6%)167cc+水833cc ・濃度 0.5%の消毒液(1リットル) 消毒液(原液6%)83cc+水917cc ・濃度 0.05%の消毒液(1リットル) 消毒液(原液6%)8cc+水992cc | 1 血液、膿汁等は殺菌作用を弱めるので、これらが付着している器具等に用いる場合には、十分に洗い落としてから使用すること。 2 金属を腐食させるので、器具等に使用する場合には注意すること。 3 濃厚液が皮膚に付着した場合は、直ちに拭き取り石けん水と水でよく洗い落とす。 4 結核菌に対しては有効ではない。 |

| | | | |
|--------|------|--|--|
| その他の消毒 | 焼却 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年1法律第114号)等に基づく感染症により汚染された物件、器具等で消毒後再び供用する目的のないもの又は消毒費用に比較して安価なものは、焼却することが望ましい。 | |
| | 日光消毒 | 衣類、毛布、敷物等で上記の消毒法を実施できない場合は、薬物消毒と併用して直射日光で消毒する。 | |

別記7 基礎講習等の事務手続要領（第21条関係）

1 基礎講習等及び修了証の交付

| 事務処理手順 | 処理要領 |
|--------------------|---|
| 1 講習の通知 | ・ 消防長は、実施日時、場所等の必要事項を管内の患者等搬送事業者へ通知する。 |
| 2 受講の申請 | ・ 受講申請は、患者等搬送乗務員講習受講申請書（別記様式第5号）により、消防長へ提出する。 |
| 3 受講票の交付 | ・ 消防長は、患者等搬送乗務員講習受講申請書を受理したときは、講習受講票（別記様式第6号）を申請者に交付する。 |
| 4 講習受講（修了）者の整理 | ・ 消防長は、患者等搬送乗務員講習受講申請書に基づき、基礎・再講習受講（修了）者名簿（別記様式第7号）を整理する。 |
| 5 基礎講習等修了証及び適任証の交付 | (1) 消防長は、基礎講習等修了者に、患者等搬送乗務員基礎講習修了証（別記様式第8号）、患者等搬送乗務員基礎講習（車椅子専用）修了証（別記様式第9号）（以下「修了証等」という。）を受講者に交付する。 (2) 消防長は、適任証等を基礎講習等修了者に交付する。 |
| 6 乗務員の整理 | ・ 消防長は、乗務員管理簿を整理、保存する。 |

2 患者等搬送乗務員再講習

| 事務処理手順 | 処理要領 |
|----------------|--|
| 1 講習の通知 | ・ 消防長は、実施日時、場所等の必要事項を管内の患者等搬送事業者に通知する。 |
| 2 受講の申請 | ・ 受講申請は、患者等搬送乗務員講習受講申請書により、消防長あて提出する。 |
| 3 受講票の交付 | ・ 消防長は、患者等搬送乗務員講習受講申請書を受理したときは、講習受講票を申請者に交付する。 |
| 4 講習受講（修了）者の整理 | ・ 消防長は、患者等搬送乗務員講習受講申請書に基づき、基礎・再講習受講（修了）者名簿を整理する。 |
| 5 講習修了の記録 | ・ 消防長は、再講習修了後、適任証等の再講習受講欄に講習を修了した旨を記載する。 |
| 6 乗務員の整理 | ・ 消防長は、乗務員管理簿を整理、保存する。 |

3 特例認定者への適任証等の交付

| 事務処理手順 | 処理要領 |
|-------------------|---|
| 1 特例認定の申請 | <ul style="list-style-type: none">特例認定者としての適任証等の交付を受けようとする者は、特例認定者申請書（別記様式第 10 号）により、消防長あて提出する。 |
| 2 患者等搬送乗務員適任証等の交付 | <ul style="list-style-type: none">消防長は、特例認定者申請書及び資格を証明するものにより内容を審査し特例認定者と認めるときは、適任証等を申請者に交付する。 |
| 3 乗務員の整理 | <ul style="list-style-type: none">消防長は、乗務員管理簿を整理、保存する。 |

4 修了証等の再交付

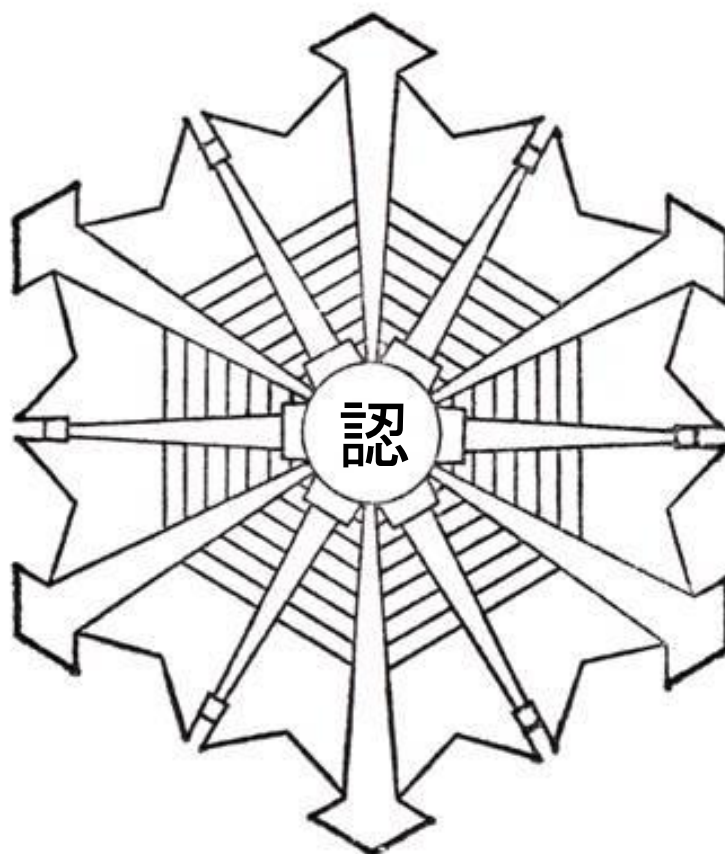
| 事務処理手順 | 処理要領 |
|----------|---|
| 1 再交付の事由 | ・ 修了証の交付を受けている者が、その修了証を亡失、破損等をした場合において、再交付の申し出があったとき。 |
| 2 再交付の申請 | ・ 再交付申請は、修了証再交付申請書（別記様式第11号）により、消防長あて提出する。 |
| 3 修了証の作成 | ・ 消防長は、修了証再交付申請書を乗務員管理簿により照合し、支障ないと認めたときは、修了証を作成するとともに、乗務員管理簿を整理する。 |
| 4 修了証の交付 | ・ 消防長は、修了証を申請者に交付する。 |

5 適任証等の再交付

| 事務処理手順 | 処理要領 |
|----------|--|
| 1 再交付の事由 | <ul style="list-style-type: none">適任証等の交付を受けている者が、その適任証を亡失、破損等をした場合において、再交付の申し出があったとき。 |
| 2 再交付の申請 | <ul style="list-style-type: none">再交付申請は、適任証再交付申請書（別記様式第12号）により、消防長あて提出する。 |
| 3 修了証の作成 | <ul style="list-style-type: none">消防長は、適任証再交付申請書を乗務員管理簿により照合し、支障ないと認めるときは、適任証等を作成するとともに、乗務員管理簿を整理する。 |
| 4 修了証の交付 | <ul style="list-style-type: none">消防長は、適任証等を申請者に交付する。 |

別図1（第26条関係）

患者等搬送事業者認定マーク



患者等搬送に適合する事業者として認定する。

横須賀市消防局

- 1 地色は緑色、文字は黒色、マークの色は金色とする。
- 2 大きさは、横23.7センチメートル、縦36センチメートルとする。

別図2（第26条関係）

患者等搬送用自動車認定マーク

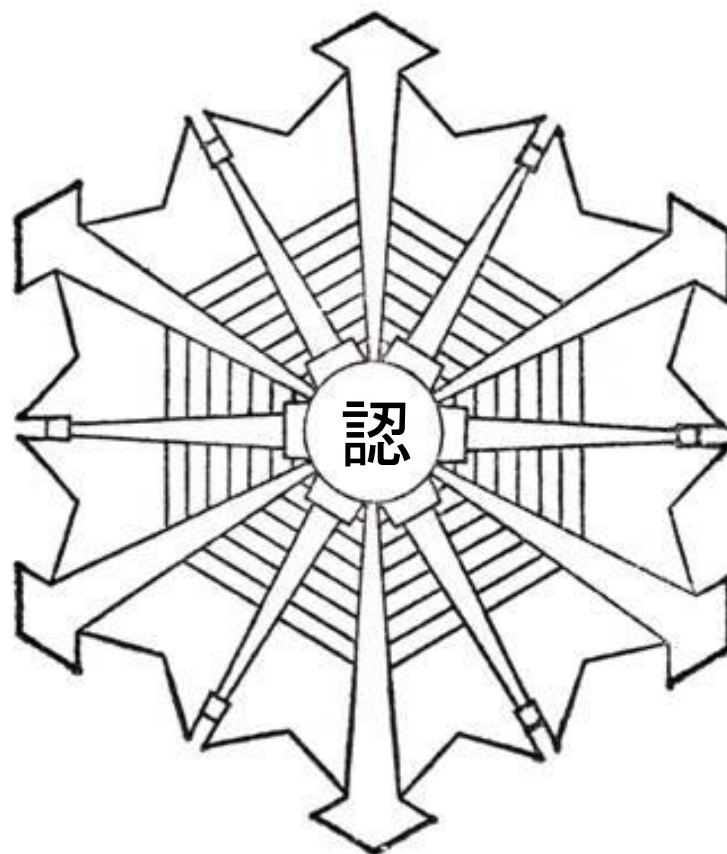


患者等搬送自動車認定マークは、自動車後面であって運転者の視野を妨げない見やすい位置に貼付するものとする。

- 1 地色は緑色とし、文字は黒色とし、マークは金色とする。
- 2 直径9センチメートルとする。

別図3（第26条関係）

患者等搬送事業者認定マーク
（車椅子専用）



患者等搬送（車椅子専用）に適合する事業者
として認定する。

横須賀市消防局

- 1 地色はピンク色、文字は黒色、マークの色は金色とする。
- 2 大きさは、横23.7センチメートル、縦36センチメートルとする。

別図4（第26条関係）

患者等搬送用自動車認定マーク



患者等搬送自動車認定マークは、自動車後面であって運転者の視野を妨げない見やすい位置に貼付するものとする。

- 1 地色はピンク色とし、文字は黒色とし、マークは金色とする。
- 2 直径9センチメートルとする。